

大分県報

令和四年
九月一日
号外（五六）

（木曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

○告示

大分県告示第三百六十四号

令和四伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和四年九月一日

大分県知事 広瀬勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国地区	四八三・九二
	山国地区	五四七・〇三
	山国地区	一六・〇一
	山国地区	九〇・七四
	山国地区	二六三・一七
	山国地区	五二六・〇四
	山国地区	五七九・七七
	山国地区	一九三・八三
	山国地区	八六三・七五
	山国地区	八一四・一七
	山国地区	四六二・八八
	山国地区	六七一・五五
	山国地区	一七九・二〇
	山国地区	二五・三八
山国地区	二七・四八	
保健保安林	山国地区	三・六六
	山国地区	三・五〇
	山国地区	四二・四二
	山国地区	〇・九四
	山国地区	五・六六
	山国地区	一・〇六
	山国地区	二四・八〇
	山国地区	一〇・一六
	山国地区	六・九四
	山国地区	二九・六四
	山国地区	九二・五八
	山国地区	二九・六四
	山国地区	九二・五八
	山国地区	二九・六四
干害防備保安林	山国地区	六四・九二
	山国地区	三四・三〇
	山国地区	一二七・二三
	山国地区	一四九・二三
	山国地区	一〇二・八二
	山国地区	三五七・六二
	山国地区	三三・八二
	山国地区	一一七・四八
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
防風保安林	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・〇八
土砂崩壊防備保安林	山国地区	六四・九二
	山国地区	三四・三〇
	山国地区	一二七・二三
	山国地区	一四九・二三
	山国地区	一〇二・八二
	山国地区	三五七・六二
	山国地区	三三・八二
	山国地区	一一七・四八
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
土砂流出防備保安林	山国地区	六四・九二
	山国地区	三四・三〇
	山国地区	一二七・二三
	山国地区	一四九・二三
	山国地区	一〇二・八二
	山国地区	三五七・六二
	山国地区	三三・八二
	山国地区	一一七・四八
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一
	山国地区	一五・〇一

令和四年九月一日

大分県報号外（告示）